

匿名投稿を無断転載・出版

日本初！ ネット掲示板著作権訴訟

【私の発言は誰のもの！？ 人気サイトで起きた著作権騒動！】

誰もが気軽に書き込めるインターネットの掲示板。けれども、もし自分の発言が知らぬ間に本として出版されていたら・・・果たして著作権を主張できるのでしょうか！？

4月15日、東京地裁の飯村敏明裁判官は、被告(株)光文社・村瀬千文・(株)森拓之事務所に対し、被告らが出版した、光文社知恵の森文庫『世界極上ホテル術』(著者:村瀬千文とホテル・ジャンキーズ・クラブ 発行:光文社)の出版等の禁止と、およそ110万円の損害賠償を命じる判決を言い渡しました。

この訴訟は、掲示板「サロン・ドゥ・ホテル ジャンキーズ」への発言を無断で出版された投稿者らが、出版大手の(株)光文社、ホテルジャーナリストの村瀬千文氏、ならびに、同氏の所属する(株)森拓之事務所を相手取り、光文社知恵の森文庫『世界極上ホテル術』(村瀬千文とホテル・ジャンキーズ・クラブ編 発行:光文社)の販売差止めと、損害賠償を求めて提起したものです。

本訴訟事件の概要

東京地裁平成 13 年(ワ) 第 22066 号 飯村 敏明 裁判官

- 争点
掲示板への匿名での発言に著作権を認めるべきか否か
- 原告
『世界極上ホテル術』著作権侵害問題債権者団
計11名 (匿名での発言を無断転載された当事者)
- 被告
(株)光文社・村瀬千文・(株)森拓之事務所
- 対象書籍
光文社 知恵の森文庫 『世界極上ホテル術』(村瀬千文とホテル・ジャンキーズ・クラブ編)
発行:光文社

村瀬千文とホテル・ジャンキーズ・クラブ

- 村瀬 千文 (むらせ ちふみ)
「ホテル・ジャンキーズ・クラブ代表」、雑誌「ホテル・ジャンキーズ」副編集長。
処女作「ホテルジャンキー ～ホテルが大好きでやめられない(スターツ出版)」ほか、著書多数。
「ホテルジャーナリスト」として女性誌や旅行誌に活躍の場を広げています。

➤ ホテル・ジャンキーズ・クラブ

国内外のホテル愛好家らが集まった会員制組織。1997年4月に(株)森拓之事務所が設立。
2000年にはホームページ「ホテル・ジャンキーズ」を開設。会員以外にも開放された同ホームページの掲示板「サロン」には、連日、ホテルや旅行に関する数多くの投稿が寄せられていました。

事件の経緯

➤ 「世界極上ホテル術」出版以前

ホームページ「ホテル・ジャンキーズ」の掲示板「サロン」では、ホテルや旅行に関する情報交換が活発におこなわれていました。この掲示板には「発言を利用する権利は管理者にある」「発言を他に無断で転載することがある」といった断り書きは一切ありませんでした。

➤ 2001年6月1日 「世界極上ホテル術」発売

掲示板への発言を無断転載した『世界極上ホテル術』が出版されました。転載は情報の事実関係を確認しないまま行なわれ、さらに文章の無断改変も行なわれました。

➤ 6月8日 村瀬千文氏の回答

掲示板「サロン」に村瀬氏から以下のような回答がありました。(現在、この回答はホームページ上からは削除されています。村瀬氏が副編集長を務める雑誌「ホテル・ジャンキーズ」26号に同文の掲載あり。同26号には、村瀬氏が一連の騒動を自らの立場からつづった「顛末記」も掲載されています。)

「掲載されている発言は、その発言者に権利があると弁護士が判断した。」

「これまで業界の慣行でこの手の物は発言者に許可を取らずに掲載できると認識していた。」

「今後は事前に了解を取るようにする。」

「ハンドルネームという「匿名」で投稿されたものなので連絡を取るのが不可能と考えたし、そういう匿名の人の身元を聞くのも良くないと考えた。」

「本に掲載されている人は『投稿時使用したプロバイダ・メールアドレス・コンピュータの機種』を調べてクラブまで連絡すれば、薄謝として「500円の図書券」を進呈する。」

回答には、掲載を望まない人や、掲載文を訂正したい人に対する対応について、全く触れられていませんでした。そのためこれ以降も掲示板では質問や抗議の発言が続きます。発言の中には野次馬的に議論を煽る人もいましたが、この問題に誠実に対応することを求める真摯な発言が多数を占めていました。

➤ 6月13日

掲示板でのこの問題に関する質問や抗議はすべて、村瀬氏及び、森事務所によって削除されるようになります。(その後週刊誌上で、村瀬氏はこれらの質問や抗議を「悪意による掲示板荒らし」とし、「サロン」は「荒らし」により被害うけたと話しています。)

➤ 6月25日

『世界極上ホテル術』の2刷が発売。

- 7月30日
発言を無断転載された10名が『世界極上ホテル術』が原告らの著作権を侵害しているとして、出版差し止めを求め東京地裁に仮処分を申請。
- 9月21日
東京地裁が仮処分を決定。
- 10月17日
本案訴訟を提起。新たに1名が加わり、原告は11名に。
- 本案訴訟中における村瀬氏の主張
「匿名の書き込みに著作権は認められない。」「原告らが該当発言の投稿者なのか立証できない。」「これら投稿された発言は創作性が乏しく、著作権を主張できるようなものではない。」などと主張しています。
そして今なお、同誌やホームページ上で、該当書籍の宣伝を続けています。
- 2002年4月15日
13:30 東京地裁第 622 号法廷にて判決。飯村敏明裁判官は被告側の主張を全面的に退け、「匿名だからといって著作物性を肯定する妨げにはならない。」「(原告らが書き込みしたという事実に対して)これに反する証拠はない。」「(原告らの書き込みは)ホテルやレストランについて、自分が体験した有用な情報が多い。また、ホテルのサービスなどの評価、感想が飾らない口語体で記述されている。一部を除いては著者の個性が発揮されたものといえ、著作物性が認められる。」との判決を出しました。

参 考

- これまでに、4月15日テレビ(NHKニュース・フジテレビニュースジャパン・他多数)、4月16日付各紙(日経・朝日・ヘラルドトリビューン・他多数)をはじめ、ラジオ・インターネットなど数々のメディアにて報道されています。
- ホームページ『ホテルジャンキーズ掲示板で起きたこと』(今回の被害者の一人が作成)
<http://www36.tok2.com/home/antihjc/a-news/index.html>
- ホームページ『ホテル・ジャンキーズ』
<http://www.hotel-junkies.co.jp/>
無断転載とそれに対する抗議、削除がおこなわれた掲示板「サロン」は昨年7月9日にいったん閉鎖されました。同月21日に新しくオープンし、掲示板利用の規約も改められています。閉鎖前の掲示板の一部はwebアーカイブ(http://web1.archive.org/web/*/http://www.hotel-junkies.co.jp/)で見ることができます。

この件に関するお問い合わせは・・・

Mail to: stop.gokuho@mbj.nifty.com
(ストップ ドット ゴクホ)